

2014年 6月 6日

滋賀県中小企業家同友会
代表理事 蔭山 孝夫 様
代表理事 坂田 徳一 様

知事選挙に向けた中小企業政策に関するご質問の回答書

候補者名 三日月 大造
連絡先
住所 大津市本宮1-3-30
電話 077-523-4855
FAX 077-523-4856
担当者 浜砂 秀紀

Q1 中小企業に対する重点施策

- ① 中小企業の経済活動が一層スムーズに行えるように、渋滞解消のための道路整備やスマートICの整備などの社会インフラ整備を図ります。
- ② 金融機関と県が連携して、創業や経営のための支援資金確保を図ります。
- ③ 小規模事業者の支援強化のために、支援強化月間を設け、条例や県の施策について普及啓発を図ります。また滋賀県産業支援プラザに「よろず支援拠点」を整備し、コーディネーターによる相談・支援を行います。
- ④ 中小企業の人材育成のために、人材育成プランナーを配置し、研修会を開催します。

- ⑤ 中小企業に求められる高度専門家を滋賀の“三方よし”事業にて人材を育成し、中小企業に就職マッチングを行い、正規雇用につなげる支援を行います。
- ⑥ 地域インフラを支える建設産業の活性化と魅力ある建設産業の確立のために、若手・女性技術者の発掘や育成を行います。
- ⑦ 公共事業の分離・分割発注や事業規模・内容に応じたきめ細かな発注を促進するとともに、実勢価格を反映した工事発注を行い、県内建設業者の育成を図ります。
- ⑧ 水環境ビジネスなど、県内中小企業が得意とする分野・業種での海外進出を支援します。
- ⑨ 「滋賀健康創生特区」など、特区制度を活用して地域経済の振興と関連中小企業の活性化を図ります。
- ⑩ ワークライフバランスを保ち男女とも、また障がい者を含めて働く人の労働条件向上を図ります。
- ⑪ 消費税アップによる、原油高、電気料金値上がりによる、中小企業を含めて元受けと取引先が価格転嫁できるよう検討を含め支援体制を強化します。

Q2 中小企業の声聴くための調査活動および施策推進のエンジンとなる

「産業振興会議（仮称）」の設置、さらには、市町における中小企業振興を効果的にするための条例の制定について

- ① 中小企業の現場の生の声を聴くための調査活動については、県の担当部局だけでなく、私自身も現場に出かけ、景況を肌で感じた上で、経済対策を講じていきます。
- ② 「産業振興会議（仮称）」の設置については、同種の会議等の、国や他府県の事例も検証し、県内の経済団体の意向も伺いながら、必要性や有効性を検討していきます。
- ③ 市町における中小企業振興条例の制定については、市町が判断されることですが、こうした条例の制定により、各市町の中小企業の振興や地域の活性化が図られるならば、素晴らしいことと考えます。